

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月19日
【会社名】	GMOペパボ株式会社
【英訳名】	GMO Pepabo, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 健太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 杉野 由紀夫
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町26番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 佐藤健太郎及び取締役 杉野由紀夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性（不正及び違法行為に関するリスクを含む）を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社及び持分法適用会社については、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

当社グループはインターネット関連サービスを主たる事業としており、ITシステムへの依存度が高いことから、IT基盤に係るセキュリティの確保や外部委託業務の管理を含めたITに係る全般統制の評価範囲及び手続については、それらのリスクの重要性を十分に考慮して決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、インターネット関連サービスを主たる事業としている当社グループにおいて、各事業拠点の売上高が事業規模及び実績を反映する最も適切な指標であると判断し、各事業拠点の連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が大きい拠点から合算していき、連結売上高のおおむね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。この選定割合については、過去の不備発生状況や質的リスクを勘案しても、当該範囲を対象とすることで財務報告の信頼性を確保するために十分な範囲をカバーできると判断しました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」「売掛金」「契約負債」「支払手数料（売上原価）」「預り金」「未払金」に至る業務プロセスを評価対象としました。さらに、重要な虚偽表示の発生の可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、ソフトウェア計上・評価プロセスを評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。